

令和3年8月20日

会員事業所各位

富士宮市勤労者共済会
(ハピネスふじやま)

新型コロナウイルス感染症に感染拡大に伴い、事業実施中のお食事券の取扱いについて

盛夏の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の共済事業につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件でございますように、静岡県では、新型コロナウイルス感染拡大を受け、

明日21日～9月12日まで緊急事態宣言が発令され、飲食店等に対し休業または営業時間の短縮要請が出されております。

現在事業実施中のお食事券利用の焼肉店につきましても、営業時間短縮要請の該当施設であり、営業時間は、午後8時までとなり、また、酒類の提供は、終日行えません。

これに伴いまして、会員各位が購入済で使用していないお食事券について、利用期間を下記のとおり延長いたします。

なお、払戻をご希望される方には、下記期間に払戻を行います。

新型コロナウイルス感染拡大により、事業の内容について変更することに対し、大変申し訳ございませんが、是非ともご理解をいただきたいとおもいます。

記

1. お食事券利用期間 変更前) 令和3年9月5日(日)まで
 変更後) 令和3年10月31日(日)まで

2. 払戻受付期間 令和3年8月31日(火)まで
 ※対象のお食事券と、払戻を受ける方の認印を、事務局窓口
 にご持参してください。



問い合わせ先

富士宮市勤労者共済会事務局

電話 0544-28-0737